

オープンデータの制度的側面： 著作権とライセンスを中心に

2013年10月28日 @ 図書館総合展

生貝直人 博士(社会情報学)

国立情報学研究所 特任研究員

NPO法人コモンズフィア(クリエイティブ・コモンズ・ジャパン) 理事

科学技術振興機構 さきがけ研究員(兼任)

オープンデータと著作権

- 我が国では、中央政府や自治体、独立行政法人等が保有するPSI(Public Sector Information、公共セクター情報)にも、著作物に要求される程度の創作性がある限り、原則として著作権は存在する(非著作物との明確な区分は困難)
 - 著作権法13条や権利制限規定の範囲は限定的
 - 測量法や気象法など、著作権以外にも利用制限が存在
 - 米国は連邦著作権法105条に基づいて、連邦政府の著作物は原則として著作権が存在しない(パブリックドメイン)
- 「電子行政オープンデータ戦略(2012/7)」の4原則
 - ①政府自ら積極的に公共データを公開すること
 - ②機械判読可能な形式で公開すること
 - ③営利目的、非営利目的を問わず活用を促進すること
 - ④取組可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取組に着手し、成果を確実に蓄積していくこと
- 適切な権利処理を行わなければ、オープンデータの利用が(厳密に言えば)著作権侵害になる恐れ

PSI(公共セクター情報)の定義

- OECD(2008年)「公共セクター情報に対するアクセスの改善とより効果的な利用についての勧告」
- 公共セクター情報の定義:
 - 政府や公的機関によって(あるいはそれらのために)生産され、創造され、収集され、処理され、保存され、管理され、**資金的補助を受けた情報プロダクトやサービス**
- 著作権の取扱いについて
 - 再利用を促進する形での著作権の行使(**著作権の放棄や、著作権者がそれを望みかつ可能である場合に著作権を放棄することを促すためのメカニズムの構築、孤児著作物を取り扱うためのメカニズムの構築等を含む**)、著作権者が合意している場合に幅広いアクセスと利用を促進する簡易なメカニズムの構築(**簡易で効果的なライセンス契約を含む**)、そして外部の著作物に**資金を提供している関連組織や政府機関への働きかけ**を通じて、それらの著作物に対して公衆が広くアクセス可能とするための道筋を見つけ出すことを奨励していくべきである。

EU「公共セクター情報の再利用指令」 (PSI Directive、2003/98/EC)

- EU加盟国の政府・自治体・独立行政機関等の公共セクター情報が保有するPSIは、一度各国政府によって再利用を認められた場合、下記の条件を満たして公開される必要がある
- 国家機密保持等の観点から機微性の高い情報や第三者が知的財産権を保有している情報等の他「美術館・博物館・図書館・アーカイブ施設＝MLA、公共放送局や研究教育機関」の保有する情報は対象外(→2013年改正によって対象に導入)

課金の制限	公共セクター情報の利用に対して対価を求める場合は、その額は当該情報の収集・作成・複製・配布にかかる費用、投資に対する適切なリターンを超えてはならない(第6条)。
ライセンス	利用条件は、電子的に処理可能な、標準化されたライセンスによって記述されることが望ましい。また、中央政府以外の様々な公的機関においても、できるだけ標準化された統一のライセンスを用いるよう務めなければならない(第8条)。
非差別	利用条件を利用者等により差別してはならない(第10条)。ただし当該利用形態が商業的か非商業的かによって、利用条件の差別を行うことはできる(前文19)。
排他的協定の禁止	特定の私的主体に対し、独占的に公共セクター情報を提供することは原則として禁止される。ただし3年ごとの再検討を条件として、当該情報の提供に不可欠な場合は例外として認められる(第11条)。

オープンデータの著作権ライセンス①

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

- 現在の著作権システムは「**全ての著作物に一律の保護を与えるシステム**」
 - ネットワーク・消費者参加時代に適合しているか？
 - ひとつひとつ許諾を得る・与えることは現実的か？
- ↓
- 著作権者自身が、現行著作権法の枠内で自ら保護のあり方を決定する「**柔軟な著作権システム**」
 - 2001年に米国でNPOとして活動を開始、2013年現在世界70以上の国や地域で活動、各国の言語と法制度に合わせたライセンスの現地化を行う
 - 日本では2004年に活動開始、2007年にNPO法人化(理事長: 中山信弘東京大学名誉教授)

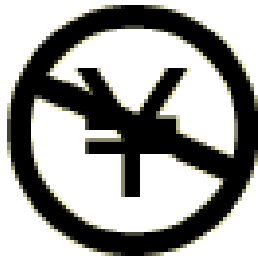
オープンデータの著作権ライセンス①

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス



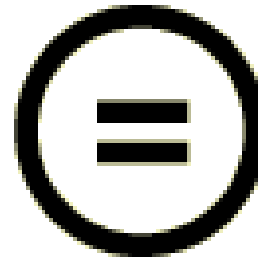
【表示(BY)】

著作権者のクレジットを表示すること



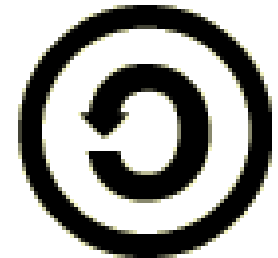
【非営利(NC)】

作品を営利的目的に用いないこと



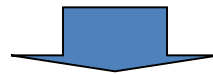
【改変禁止(ND)】

作品を改変して利用しないこと



【継承(SA)】

二次的著作物は元の作品と同じ条件で公開すること



全ての権利の主張



いくつかの権利の主張



全ての権利の放棄

このうち、特に「表示(BY)」ライセンスがオープンデータのライセンスとして世界的に受容



クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの特徴： 世界中の言語・法制度に対応した 三層構造のライセンス記述



クリエイティブ・コモンズ

This page is available in the following languages:
 Afrikaans Български Català Dansk Deutsch English English (CA) English (GB) English (US) Esperanto Castellano Castellano (AR) Español (CL) Spanish (CO) Castellano (MX) Castellano (PE) Euskara Suomi français français (CA) Galego עברית hrvatski Magyar Italiano 日本語 한국어 Macedonian Malayu Nederlands Sesotho sa Leboa polski Português slovenski jezik срpski (latinica) Sotho svenska 简体中文 華語 (台灣) isiZulu

creativecommons
表示 2.1 日本

あなたは以下の条件に従う場合に限り、自由に

- 本作品を複製、頒布、展示、実演することができます。
- 二次的著作物を作成することができます。

あなたの従うべき条件は以下の通りです。

- 表示 あなたは原作者のクレジットを表示しなければなりません。

- 再利用や頒布にあたっては、この作品の使用許諾条件を他の人々に明らかにしなければなりません。
- 著作[権]から許可を得ると、これらの条件は適用されません。

①コモンズ証：
誰もが読んで分かる
ライセンス条件の要約記述
(human readable)

creativecommons
LEGAL CODE

アトリビューション 2.1
(国英)

クリエイティブ・コモンズ及びクリエイティブ・コモンズ・ジャパンは法律事務所ではありません。この利用許諾条項の頒布は法的アドバイスその他の法律業務を行うものではありません。クリエイティブ・コモンズ及びクリエイティブ・コモンズ・ジャパンは、この利用許諾の頒布者ではなく、ここに署名する者及び本作品に関しいかなる保証も行いません。クリエイティブ・コモンズ及びクリエイティブ・コモンズ・ジャパンは、いかなる命令に基づこうとも、あなた又はいかなる第三者の署名（この利用許諾に関連する署名を除く、特別署名を含みますがこれらに限られません）について責任を負いません。

利用許諾

本作品（下記に定義する）は、このクリエイティブ・コモンズ/パブリック・ライセンス日本語版（以下「この利用許諾」という）の条項の下で提供される。本作品は、著作権及び/又は他の商標法によって保護される。本作品とこの利用許諾又は著作権法の下で保護される以外の方法で複製することを禁じます。

許諾者は、かかる条項をあなたが無条件で承認することにより、ここに規定される権利をあなたに付与する。本作品に關し、この利用許諾の下で認められるいかなる利用を行うことにより、あなたは、この利用許諾（条項）に拘束されることを承認し同意したことになる。

第1条 定義

②ライセンス本文：
各国の著作権法に適合する形で
許諾内容や免責を詳細に記述した
ライセンス本文 (lawyer readable)

```
<!-- Creative Commons License -->
<a rel="license" href="http://creativecommons.org/licenses/by-nd/2.1/jp/">

</a> <div class="cc-info">This Work is licensed under a
<a rel="license" href="http://creativecommons.org/licenses/by-nd/2.1/jp/">
Creative Commons Attribution-NoDerivs 2.1 Japan License</a>. </div>
```

Google

[検索オプション](#)
[表示設定](#)

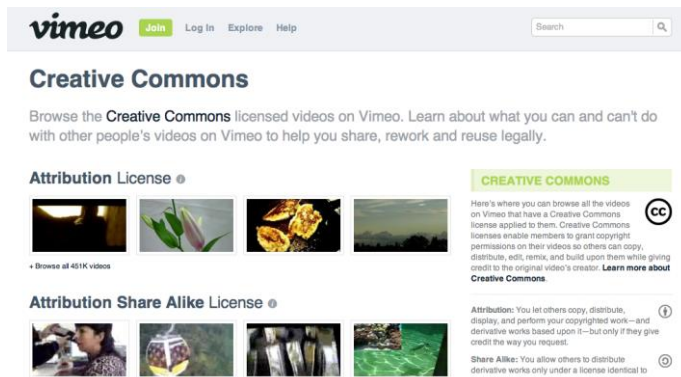
ウェブ全体から検索 日本語のページを検索
 自由に利用または共有できるページのみ検索 ウェブ全体から検索

③メタデータ：
RDF構文で記述されたメタデータ
(machine readable)

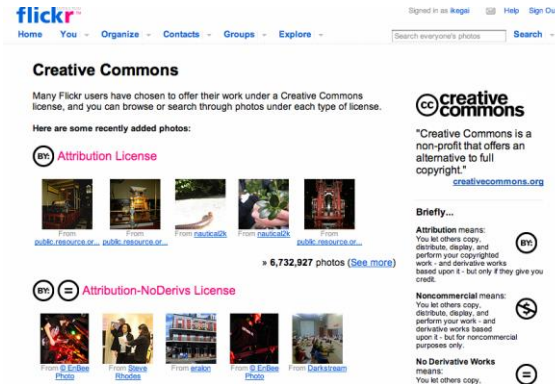
クリエイティブ・コモンズの利用事例： CGMウェブサービス



Wikipedia
2009年より、従来のGFDLに加え
全世界でCC(BY-SA)を採用



YouTube / Vimeo等動画共有サービス
<http://vimeo.com/creativecommons>



Flickr等写真共有サービス
<http://www.flickr.com/creativecommons/>
1億以上のCCライセンス写真を有する
世界最大の写真共有サイト

その他の事例一覧：
<http://creativecommons.jp/features/>
http://wiki.creativecommons.org/Case_Studies

クリエイティブ・コモンズの利用事例： 教育・研究



慶應義塾大学
KEIO OPENCOURSEWARE

English Click here
英語ページはこちら

慶應義塾OCW検索

Google

慶應義塾OCW
について >>

コース一覧 >>

course introduction

01D-001

英文学II: イギリス文学・絵画・イタリア (2004春-秋学期)
イギリス文学と絵画の相互補完的な関係をさまざまな視点から考察し、特にイタリアに具体的題材として注目することで、中世から近代のイギリス文学を広くヨーロッパ文化の文脈のなかで考えます。

go to this course >

A Message from the President

【新コース紹介】

- 国際センター設置講座 (2007春学期、秋学期) の講義情報を公開しました。

オープンコースウェア

<http://www.ocwconsortium.org>

<http://www.jocw.jp>

MITをはじめとする世界各国の大学が
講義教材や映像をCCライセンスで公開。
日本でも慶應大学をはじめとする複数の
大学がCCライセンスを採用



学術論文・データのオープンアクセス

<http://creativecommons.org/science>

Budapest Open Access Initiativeでは、
オープンアクセスの標準的ライセンス
としてCC-BYを強く推奨

米国NIHをはじめ各国の学術支援機関
は助成対象研究成果物の
オープンアクセス化を義務付け 9

元来は民間ウェブサービスや非営利団体で普及したが、公共・政府サービスへの適用が拡大

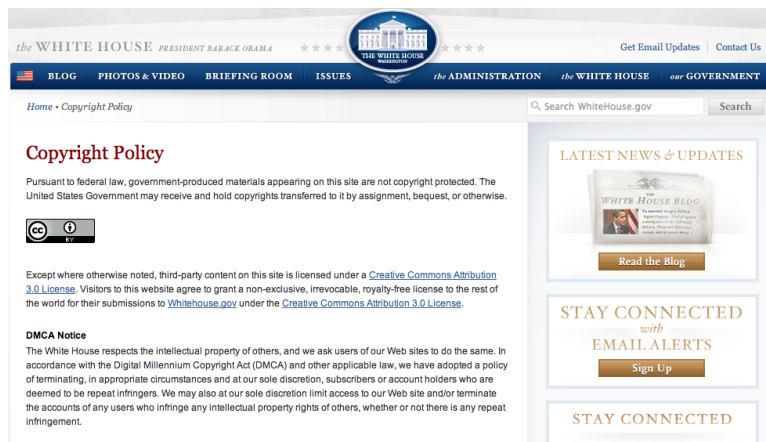


<http://data.australia.gov.au/>

・オーストラリア・ニュージーランドが国全体としてCCライセンスの利用を進める他、PSI指令等に基づき多くの欧州政府機関がCCライセンスを利用(少なくとも世界30カ国以上、多くはCC BY)

・各国政府機関の利用状況一覧:

http://wiki.creativecommons.org/Government_use_of_Creative_Commons



<http://www.whitehouse.gov/copyright>

・米国では著作権法105条に基づき連邦政府作成の著作物に著作権は発生しないが、民間から購入・受領した著作物への適用や、ニューヨーク等の州政府での利用も進んでいる

日本のオープンデータでの クリエイティブ・コモンズ採用

経済産業省 Open DATA METI

データシティ鯖江

鯖江市では、ホームページで公開する情報を多方面で利用できるXML、RDFで積極的に公開する「データシティ鯖江」を目指しています。
近年、欧米各国を中心として、電子行政の新たな手法として、行政機関がウェブを活用して積極的にデータの提供や収集を行うことを進めて、行政への国民参加や官民協働の公共サービスの提供を可能とし、促進して行くこととする「オープンガバメント」の運動が起こってきています。日本でも経済産業省が、「オープンガバメントラボ」というサイトを設け、開かれた政府（オープンガバメント）の実現を目指し、実証を行っています
鯖江市でもこの方向性を受け、できることから、取り組んでいます。

2012/11/14 コミュニティバスの運行位置情報をWEBAP!で公開しました。

- データシティ鯖江の状況
- オープンデータ

福井県鯖江市

平成 24 年版情報通信白書の利用にあたって

○平成 24 年版情報通信白書は、原則として、自由にご利用いただけます。

- 平成 24 年版情報通信白書 (HTML 版 (含む Excel データ) 及び PDF 版) は、以下の図表リストに掲載されている図表及び第三者の出典が表示されている文章等を除き、どなたでも自由に、複製・改変・頒布・公衆送信等のあらゆる利用ができます。商用利用も可能です。
- 利用する際には、出典の表示をお願いします。

出典表示の記載例

【図表リストに掲載されていない図表及び第三者の出典が表示されていない文章の場合】

出典：「平成 24 年版情報通信白書」（総務省）
<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h24/html/XXXXX.html> (該当ページの URL の表記、または該当ページの URL へのリンク) | licensed under CC-BY 2.1 JP. <http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/>

【図表リストに掲載されている図表及び第三者の出典が表示されている文章の場合】

出典：「平成 24 年版情報通信白書」、原出典：「〇〇レポート」（△△株式会社）

総務省情報通信白書

千葉県流山市

オープンデータの著作権ライセンス②

各国政府の独自ライセンス

- 英国Open Government Licenseの他、フランスのLicence Ouverte (LO)、イタリアのItalian Open Data License (IODL)、ノルウェーのNorwegian Licence for Open Government Data (NLOD) 等
- 条件内容はほぼ同様だが、CCPLでは放棄されるEU独自の「データベース権」を放棄しないことや自国準拠法条項、不適正な利用に対する禁止条項といった、CCPLでは対応されない独自の条件を含む
- その他、データベース権に配慮したOpen Database License (ODbL) 等も存在、オープンストリートマップ等のプロジェクトが採用
- 政府がそれぞれ独自でライセンスを策定する価値と、CCPLの持つ理解のし易さやWikipedia等との相互互換性の価値を双方考慮する必要



Open Government Licence
for public sector information

delivered by
The National Archives
[Back to The National Archives](#)

You are encouraged to use and re-use the Information that is available under this licence, the Open Government Licence, freely and flexibly, with only a few conditions.

Using information under this licence

Use of copyright and database right material expressly made available under this licence (the 'Information') indicates your acceptance of the terms and conditions below.

The Licensor grants you a worldwide, royalty-free, perpetual, non-exclusive licence to use the Information subject to the conditions below.

This licence does not affect your freedom under fair dealing or fair use or any other copyright or database right exceptions and limitations.

You are free to:

- ✓ copy, publish, distribute and transmit the Information;
- ✓ adapt the Information;
- ✓ exploit the Information commercially for example, by combining it with other Information, or by including it in your own product or application.

文化芸術デジタルアーカイブと オープンデータ政策の接近

- 2013年6月：EU「PSI指令」の大規模改正（2013/37/EU）
 - 同指令のオープンデータ義務対象に、公的な「美術館・博物館・図書館・アーカイブ施設」を含む
 - その他の改正事項
 - アクセス可能データの再利用許諾義務
 - データ提供対価の原則無償化義務（限界費用）
 - データのマシンリーダビリティ確保義務
 - 他の公的機関に課せられる民間企業等との排他的協定の禁止は、当面の間文化施設への適用は緩和
- 実質的には強力なEuropeana支援措置
 - <http://www.europeana.eu>
 - 欧州全域の文化施設（図書館・博物館・美術館）の所蔵物デジタルアーカイブを一括検索できるポータルサイト。2013年時点で2000以上の文化施設が参加し2500万件のデータを公開、2015年までに3000万件を予定

Europeanaとクリエイティブ・コモンズ： パブリック・ドメイン・ツール

- Europeanaに参加する文化施設は、「データ交換協定 (Data Exchange Agreement)」の締結を求められる
- データ交換協定では、**収録データの著作権の状態を明示すると共に (CCPLやPDマーク等)、メタデータに関してはCC 0を適用した完全な権利放棄が求められる**
- 2013年の段階では、Europeana所蔵作品中64%が権利表記



CC 0

- 作品の著作権を「**可能な限り完全に放棄する**」マーク (クレジット表示も不要)
- 主に科学データの他、一部の政府保有情報、図書館やデジタルアーカイブのメタデータに利用



PD (Public Domain) Mark

- その著作物が「**パブリック・ドメインであることを明示する**」マーク
- Europeana等のデジタルアーカイブの中で、作品の著作権が切れており完全に自由利用可能であることを示すために利用

文化芸術デジタルアーカイブに関わる 孤児作品 (orphan works) の問題

- 権利者が見つからず、デジタル公開の許諾が取れない作品
 - 死没年不明で保護期間終了時不明物を含む
- EUにおける孤児作品に関する大規模調査(2010～2011)
 - 大英図書館が所蔵する著作権有書籍のうち、**43%**が孤児作品
 - 欧州の映画作品(1,064,000)のうち、およそ**21%**(215,000)が孤児作品、特に長編(フィーチャー)映画(65,000、**30%**)とノンフィクション映画(**34%**)の比率が高い
 - 英国のミュージアムが保有する1700万の写真作品のうち、**著作権者が判明しているのは10%程度のみ**
- 国会図書館「近代デジタルライブラリー」
 - 明治期の書籍16万冊(著者7万人)について調査を行い、**権利者が見つかったのは300名のみ(約0.4%)**
- 多くの権利者が関わる作品の場合、一人でも所在不明の権利者がいると当該作品は永久死蔵となりかねない

現状日本の孤児作品対策「裁定制度」

- 著作権法67条:「権利者の所在について十分な調査を行い」「適切な額の供託金を支払い」「文化庁長官の裁定を得ることにより(供託金の額は文化審議会審議事項)」、孤児作品を利用できる
- コストが高く、時間もかかるため(「存在しないことを証明する」悪魔の証明は本当に難しい)、実際の裁定件数は平成12年～22年の10年間で53件のみ(複数同時申請が多いので実際の裁定作品数自体はより多い)
- 数千万件のデジタル・オープン化が前提となるマス・デジタルアーカイブ時代には対応しきれない可能性
 - 特に小規模文化施設では、費用的にも人的にも実質的な利用は困難

2012年EU孤児作品指令

(Orphan Works Directive、2012/28/EU)の概要

- ① EU加盟国の公的な文化施設 (図書館・美術館・博物館・アーカイブ施設・研究教育機関等) は、
- ② 権利者不明の (写真作品を除く) 孤児作品について、現在構築が進められるEU孤児著作物データベースの確認等、所定の権利者探索の努力を行い、その記録を当局に提出することで、
- ③ 事前の供託金の提出なしに、
- ④ 当該孤児作品のデジタル化・インターネット公開を、期間の定めなく行うことができる
 - 一度孤児作品と認められた作品は、権利者が名乗り出るまでEU全域で同様に扱われる
 - 加盟国は2014年10月までに国内法化義務

英国「孤児作品裁定民営化」法 (2013年3月採択)

- 担当大臣は、所定の調査を行っても著作権者が見つからなかった孤児作品について、その利用を許諾する権限を有する(日本の裁定制度と同様)
 - EU指令のような、文化施設等の限定はない
- 担当大臣は、ある分野の著作権者を適切に代表する集中権利管理団体に対して、上記の孤児作品の利用を許諾する権限を付与することができる(裁定行為の民営化を認めている)
 - 「拡大集中権利管理制度(Extended Collective License、ECL)」と呼ばれ、既に北欧諸国で運用されている
- 米国においても現在、議会と著作権局によって類似の法案が準備中、コンセンサスは形成されつつある